

令和2年分所得税等の確定申告に関するお願い（顧問契約が無い方）

所得税確定申告書の作成・提出をご依頼いただく方へ

当事務所では、事業者の確定申告書作成をはじめとする業務については月次顧問契約がある方（以降の顧問契約を前提としたご依頼）に限り対応させていただいています。いわゆる「決算・申告のみ」のご依頼はすべてお断りしています。

ただし、事業者でない方や不動産の貸付が事業的規模でない方（貸付規模がいわゆる5棟10室未満）については、令和2年中のお申し込みに関し（毎年お申し込みが必要）お受けすることとしています。

【ご依頼いただく場合】まずは、お電話等によりお申し込みください。

確定申告のため年末に郵送されてくる次の資料については、紛失防止及び事務の平準化のため入手の都度、（まとめる必要はありません。）**「所定の処理」**をしたあと、原本はA4用紙に資料を貼付するなどして別途保管してください。

- ・生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
- ・国民健康保険、国民年金、小規模企業共済掛金の控除証明書や納付書など
- ・住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等証明書（金融機関から郵送）
- ・給与所得者の住宅取得等特別控除申告書（居住開始2年目に税務署からまとめて郵送されています。）
- ・令和2年中に給与や年金等収入があった方は支払先発行の「源泉徴収票」
- ・扶養の増減があった方は氏名、生年月日、続柄などのわかる書類
- ・マイナンバーの提出（マイナンバーシステムへの登録）未済の方（はじめてのご依頼や新たに扶養親族となった人がいるなど）は速やかに連絡をお願いします。
- ・その他申告に必要な書類（医療費など大量の書類は1月以降お預かり）

※原本は令和3年1月以降にお預かりします。

【所定の処理】

履歴が残るように「Chatwork」による**事前データ提出**をお願いします。※やむを得ない場合は「LINE」でも可。

- ① ご依頼者がわかるように「onizei@onizei.com」あてスマホからメール送信していただきスマホに「Chatwork」をインストールします。
- ② 「Chatwork」で「書類」を撮影して送信する。

※撮影に当たっては、片面1枚の紙を1枚の写真（なるべくフレームいっぱい）に写してください。

【お願い】

当事務所は大量の事務を一括処理することを得意としておりません。毎日少しずつコツコツと処理してまいりますので、「**所定の処理**」を速やかに行っていただき、確実な提出をお願いいたします。

※料金は「鬼塚洋徳税理士事務所 報酬料金規定2（顧問契約が無い場合）」をご確認ください。